

HPV ワクチンの接種を自費で受けた方に対する費用助成(償還払い)について

HPV ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン)の接種対象年齢を超えて自費で受けた方に対し、区は、接種の費用助成を実施します。

1 背景・経緯

区は、これまで、副反応症例等について十分な情報提供ができるまでの間は積極的な勧奨を差し控えるべきとの国の勧告(平成25年6月14日付厚生労働省通知)に基づき、HPV ワクチン接種の積極的勧奨を差し控えてきました。その後、積極的勧奨の差し控えの終了が令和3年11月26日付厚生労働省通知により示されたことを受け、区としても勧奨を再開しました。

また、積極的勧奨を差し控えていた間に接種機会を逃した方(平成9年度^{*}～平成17年度生まれの女子)に対して、公平な接種機会を確保する観点から、令和4年3月18日付厚生労働省通知により、定期の予防接種(以下「定期接種」といいます。)の対象年齢(小学6年～高校1年)を超えて定期接種を行う「キャッチアップ接種」の実施について、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言がありました。あわせて、本通知では、定期接種の対象年齢を超えてHPV ワクチンの接種を自費で受けた方に対して、令和4年4月1日時点で住民登録のある区市町村の判断で当該接種の費用助成を行うことができるとされています。

区は、区民の健康を守るとともに、負担軽減を図るため、HPV ワクチンの接種を自費で受けた方に対する費用助成を実施します。

※平成9年4月2日から平成10月4月1日までに生まれた女子(以下同様の考え方。)

2 費用助成(償還払い)の概要

(1) 対象者

キャッチアップ接種対象の平成9年度～平成17年度生まれの女子のうち、区から接種の勧奨を受ける前にHPV ワクチン接種を自費で受けた方

(2) 対象となるワクチン

2価及び4価HPV ワクチン

(3) 実施期間

令和4年度から令和6年度まで(3年間)

(4) 実施方法

対象者からの請求により、定期接種の契約単価を上限に接種費用を助成します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年5月21日 広報みなど、区ホームページにより周知

5月27日 キャッチアップ接種予診票と併せて償還払い案内の個別送付